

迅速な除染活動を進めるための措置を求める意見書

昨年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量かつ広範に放射性物質が拡散し、市民は健康への不安を募らせている。

本市では、市民の不安を解消し、一日でも早く震災前の生活を取り戻すため、放射線量の低減を目指して除染を行う必要があることから、白河市除染計画を策定し、計画に基づいた除染に取り組んでいるところである。

しかし、除染で出る汚染土などを保管する中間貯蔵施設が未だに設置されず、仮置き場の設置についても地域住民の理解を得られない地域があるため、本格的な除染作業がなかなか進まない状態である。

については、国において、除染等の作業を円滑に実施するための十分な措置を講じるよう、下記のとおり強く要望する。

記

1. 中間貯蔵施設を早期に設置し、除染作業により生じた汚染土壌等の搬出時期を含めた具体的な工程表を示すこと。
2. 仮置き場設置における周辺環境及び健康に関する安全性について、市民が理解できるよう、専門的な知見からの技術支援を行うこと。
3. 仮置き場設置に伴い発生する、周辺住民に対する風評被害についても補償対象とすること。
4. 仮置き場の設置基準については、単に費用対効果から検証するのみならず、リアルタイム線量計を設置するなど、周辺住民が常に安全性を確認できる構造を確立するなど住民の理解も得られることにも配慮すること。
5. 個人や企業が、市除染計画に準じて独自に行った除染費用についても、国において確実に負担すること。
6. 農業用水路においても、放射線量が高い土砂がたまり、水田への影響や農業作業員への影響が懸念されることから早期に農業用水路の除染工法を示すこと。
7. 学校や住宅地に隣接する森林の除染をガイドラインに沿って実施しても空間線量への影響が低減されないことから、効果的な森林除染の工法を示すこと。
8. 山林や河川などの自然環境における生態系への放射能による影響を継続的に調査すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 7 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、復興大臣、福島県知事 あて

福島県白河市議会議長 高橋光雄